

平成22年6月15日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書(案)

平成22年3月29日付け諮問第3022号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(NGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定関係)

意 見	再 意 見	考 え 方(案)
意見1 将来原価方式で接続料を算定する場合は、例えば5年間とするなど、長期の算定期間を採用すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 長期の将来原価方式の採用について 本変更案では、1年間を算定期間とした将来原価方式が採用されていますが、NTT-NGNは、接続料規則第八条第二項第一号において「新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」とされる将来原価方式適用の条件を満たしているのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば5年間とする等、長期の算定期間を採用することが適当と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えます。 ただし、NGNイーサについては、平成20年度が実質的なサービス開始初年度であり、平成22年度の接続料算定に平成20年度のコスト・需要を用いた場合、平成22年度のコスト・需要との乖離が大きくなると想定されること、また、できる限り早期に実績原価での算定に移行することが適当であることから、平成22年度1年間のコスト・需要を予測した将来原価方式により算定することとしたものです。 (NTT東西)</p> <p>○ 今回のNGNイーサネット機能の接続料の算定については、NGNのイーサネットが今後需要の増加が見込まれるサービスであることに鑑み、ソフトバンク3社の意見のとおり、将来原価方式による算定対象期間を少なくとも複数年とすべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ NGNイーサについては、サービス開始後日が浅いため現時点では需要が少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであること及び接続事業者の利用状況による需要の変動も大きいことを踏まえると、複数年の算定期間を採用した場合、コストや需要の乖離が大きくなると予想されることから、今回の申請において算定期間を1年間とした将来原価方式により算定していることは適当である。</p>
意見2 帯域換算係数については、今後のイーサスイッ	再意見2	考え方2

<p>子の市販価格の経年変化を踏まえ、適時適切に見直すべき。</p>		
<p>○ 帯域換算係数の見直しについて NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)(平成 22 年 3 月 29 日付)においても、「帯域換算係数については、今後の IP 系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要となる事態が想定される」と示されていることから、料金設定に使用する係数についてはNTT-NGN接続料研究会において議論し、適時適切に見直しをすることが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今回の接続料算定に用いた帯域換算係数は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された内容に従って、一般的なイーサネットスイッチの「直近」の市販価格を用いて算定したものであり、適切であると考えます。 今後、当該スイッチの市販価格が大きく変動等した場合には、当社としても適切な見直しを検討する考えです。 (NTT東西)</p>	<p>○ 費用配賦に係る帯域換算係数の設定方法については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(平成20年12月。以下「研究会報告書」という。)に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性がある。 ただし、今後のイーサスイッチ等の市販価格の経年変化によっては、当該係数の見直しが必要となることも想定されることから、NTT東西においては、引き続き検討を深めることが適当である。</p>
<p>意見3 PVCタイプはネットワークの使用帯域が大きい ためCUGタイプに比べてコスト高となる。また、バルク型料金の適用状況によっては、CUGタイプの利用者料金よりも高くなるケースがあり、利用回線数が少ない事業者にとってはユーザー料金よりも割高な接続料となるため、事実上の参入障壁となる。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 料金体系の問題について 申請概要にも記されているとおり、PVCタイプは、網内折り返しが可能なCUGと比べてネットワークの使用帯域が大きい ため、CUGタイプと比較してコストが高くなって しまう傾向にあります。 そのようなこともあり、PVCタイプの接続料水準は、バルク型の料金体系の適用状況によっては、N</p>	<p>○ アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCタイプに対し、網内折返しが可能なCUGタイプは、契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さくなっています。今回申請のPVCタイプの接続料は、こうした点に着目し、実際にご利用いただくネットワークの使用帯域に応じてコストを適切にご負担いた</p>	<p>○ 本変更案では、PVCタイプの接続料算定にあたり、PVC換算係数を用いており、CUGタイプに比べてコスト負担が大きくなっているが、これは契約帯域に対する実質的なネットワークの使用帯域に応じた算定を行った結果であることから適当である。 バルク型の料金体系については、同一 MA 内、</p>

<p>TT東・西が設定しているCUG方式のイーサネットサービスのユーザー料金よりも高い水準となってしまうケースが存在します。基本機能であるにも関わらず、利用回線数が少ない事業者にとっては、ユーザー料金と比較して割高な接続料しか適用されないため、参入が不可能な料金体系となっており、事実上の参入障壁となっています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>だけのように算定したものであり、適切であると考えます。</p> <p>また、バルク型の料金体系は、同一設備を利用する事業者ごとの回線の使用帯域の大きさによるスケールメリットを反映させるものであり、適切であると考えます。なお、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の報告書(平成 20年 12月)においても、「バルク型料金体系の導入を認めることは妥当性を有するものと考えられる」と整理されているところです</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>同一県内のみの使用帯域を事業者毎に合算する等、スケールメリットが働く場合にのみ適用するものであり、研究会報告書の考え方に基づいたものであることから適当であると認められる。</p>
<p>意見4 スタックテストについて、PVCタイプとCUGタイプの同等性が判断できないため、CUGタイプの接続料相当額を公表すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ スタックテストについても、CUGタイプの接続料相当額を計算してCUGタイプの利用者料金と比較することによって接続料の適正性を判断しており、PVCタイプとCUGタイプの同等性が担保されているのか不透明です。本当に適切な検証が行われたと言えるのか判断できないため、スタックテスト実施にあたって計算されたCUGタイプの接続料相当額を公表し、接続料の適正性を第三者にも検証可能とすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 今回、認可申請しているのはPVCタイプの接続料ですが、当社のイーササービスについては、CUGタイプだけを提供しており、PVCタイプの利用者料金は設定していません。そのため、PVCタイプの接続料算定と同じ手順に基づき算定したCUGタイプの接続料相当額とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することにより、PVCタイプの接続料水準の検証を行っており、適正な検証方法であると考えます。</p> <p>なお、スタックテストに用いたCUGタイプの接続料相当額については、ユーザー料金の原価であり当社の経営情報にあたることから、開示することは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 接続事業者のイーサネットフレーム伝送機能に</p>	<p>○ NTT東西は現在PVCタイプのサービスを提供していないことから、CUGタイプのユーザー料金を用いてスタックテストを実施しているところであるが、PVCタイプの接続料と同じ手順により算定したCUGタイプの接続料相当額を用いて検証しており、適当であると認められる。また、PVCタイプとCUGタイプの接続料水準差は、PVC換算係数の適用により生じているところであるが、当該係数はネットワークの利用実績を勘案して設定されていることを踏まえると、同等性が確保されていると認められる。</p> <p>なお、PVC換算係数を加味して計算したCUGタイプの接続料相当額(帯域別単金)は、以下のとおりである。</p> <p>●CUGタイプの接続料相当額(帯域別単金)</p>

	<p>係る利用回線が少ない場合、バルク型料金体系の効果が出にくいいため、ユーザ料金と比較して接続料が割高となるケースが存在するものと考えますが、総務省殿が実施したスタックテストの検証結果では「いずれの利用形態においても、利用者料金が接続料金を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない」とされているところであり、適切な検証がなされているか否か判断出来ない状況です。</p> <p>従って、KDDI 殿の意見にあるとおり、スタックテストにおいて算出されたCUGタイプの接続料相当額や計算過程等を公表し、外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>東日本</th> <th>西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)</td> <td>10Mb/s・月</td> <td>182,238</td> <td>203,660</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s・月</td> <td>497,238</td> <td>556,383</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s・月</td> <td>1,354,589</td> <td>1,536,300</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s・月</td> <td>3,716,542</td> <td>4,407,063</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県内中継 設備(事業者 毎、県毎)</td> <td>10Mb/s・月</td> <td>246,865</td> <td>279,211</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s・月</td> <td>672,949</td> <td>761,267</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s・月</td> <td>1,834,939</td> <td>2,089,980</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s・月</td> <td>5,038,044</td> <td>5,871,979</td> </tr> </tbody> </table> <p>※MA毎、県毎の契約帯域を合算(バルク化)した帯域に上記単金を適用してスタックテストを実施。</p>			東日本	西日本	MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)	10Mb/s・月	182,238	203,660	100Mb/s・月	497,238	556,383	1Gb/s・月	1,354,589	1,536,300	10Gb/s・月	3,716,542	4,407,063	県内中継 設備(事業者 毎、県毎)	10Mb/s・月	246,865	279,211	100Mb/s・月	672,949	761,267	1Gb/s・月	1,834,939	2,089,980	10Gb/s・月	5,038,044	5,871,979
		東日本	西日本																													
MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)	10Mb/s・月	182,238	203,660																													
	100Mb/s・月	497,238	556,383																													
	1Gb/s・月	1,354,589	1,536,300																													
	10Gb/s・月	3,716,542	4,407,063																													
県内中継 設備(事業者 毎、県毎)	10Mb/s・月	246,865	279,211																													
	100Mb/s・月	672,949	761,267																													
	1Gb/s・月	1,834,939	2,089,980																													
	10Gb/s・月	5,038,044	5,871,979																													
<p>意見5 PVCタイプに係るシステム改修は、NGNが他事業者との接続を前提とせずに設計したこと起因することから、当該改修費については、NTT東西も含む事業者間で負担すべき。また、費用の総額についても事前に公表すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>																														
<p>○ システム改修費用の負担に関するCUGタイプとPVCタイプの同等性の問題について</p> <p>今回の「申請概要」資料P. 3によれば、「基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要があるが、当該費用はPVCタイプを利用する接続事業者間において負担(別途、網使用料(加算料等)を規定)することとなる予定」となっています。</p> <p>本機能は第一種指定電気通信設備の基本機能</p>	<p>○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、当初から他事業者との接続を前提とした対応を行うことで、当社と他事業者との接続の同等性を担保してきたところです。</p> <p>イーサネットサービスの利用形態は、お客様が複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプが一般的であり、当社もCUGタイプを前提としたネットワーク構築を行ってきたところで</p>	<p>○ PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用については、当該開発により実現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当である。この点、NTT東西が予定している負担方法では、CUGタイプと共通的に利用する機能分については、それぞれが応分に負担する形で接続料原価に算入しており、PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業者が負担することと</p>																														

であり、当初から他事業者との接続を前提として機能が構築されているべきであることに鑑みれば、本来は、NTT東・西も接続事業者と同一の方式を用いることにより接続の同等性を担保し、接続を前提とした場合において発生するシステム改修費用について、NTT東・西の利用部門を含む利用事業者間で負担すべきです。

NGNの設計方針により、他の事業者が相互接続によりユーザー料金の設定をエンド・エンドで行うためには、PVCタイプを新たに構築せざるを得なくなったため、NTT東・西がCUGタイプのみを採用する場合には当該システム改修にかかる費用負担の対象外となりますが、上記の趣旨に照らせばNTT東・西と接続事業者との間で費用負担の同等性が確保されている必要があり、総務省は認可に先立ち、十分に2つのタイプの同等性を検証すべきです。

また、PVCタイプを新たに構築した理由は、NTT東・西がNGNについて接続を前提として設計していなかったことにあるため、NTT東・西が自らの都合でPVCタイプを採用しないことをもって、システム改修費用の回収リスクを一方的に接続事業者のみに負わせることは不相当であると考えます。

なお、実際の接続可否を判断するためには、接続事業者が負担すべきシステム改修費の規模が事前に明らかになっている必要があることから、NTT東・西においては、何らかの形で費用の総額を広く公表すべきです。

(KDDI)

す。今回、KDDI殿から、接続料を設定するために2拠点のみを結ぶPVCタイプの導入を要望されましたが、当社は、PVCタイプを利用する予定はなく、また、PVCタイプを要望している事業者は現時点でKDDI殿1社しかいないことから、PVCタイプの提供に必要なシステム改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。

なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。

○ システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。

本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回答しているところで

(NTT東日本)

○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、サービス開始当初から、他事業者も当社と同一の方式で相互接続が可能となっ

している。また、回収の方法についても、過不足なく費用を回収するにあたり予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。

なお、今後、NTT東西がPVCタイプを利用する場合には、同社も含めてPVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用を負担することが適当である。

また、システム改修費用の総額については、具体的な接続要望に基づき必要な額を算出することとなるが、網使用料として設定する際には接続約款の変更が必要となることから、その際に改めて検証することが適当である。

ており、当社と他事業者との接続の同等性は担保できているところです。

また、複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプであれば2拠点を結ぶことも可能であるところ、今般、KDDI殿1社の要望により、あえて当社が利用する予定のない(2拠点のみを結ぶ)PVCタイプを導入することとなる以上、PVCタイプの提供に必要な固有のオペレーションシステム等の改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。

なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。

- システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。

本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回答しているところです

(NTT西日本)

- 今回、NGNのイーサネット接続機能がアンバンドルされることは、一歩前進と評価できますが、N

	<p>TT東・西と接続事業者でそれぞれがCUGタイプとPVCタイプという異なる接続タイプを使用することになったことから、NTT東・西はPVCタイプのシステム改修費用を接続事業者のみが負担することを想定しているなど、両タイプの同等性の担保について懸念が生じています。このことは、イーサネット接続機能のみならず、NTTのNGN自体が当初からオープン化を前提とした設計となっていないことが根本的な原因です。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見6 レガシー系サービスからNGNへの需要移行期にあることを踏まえ、新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべき。	再意見6	考え方6
<p>○ NTT-NGN接続料算定方式全般について</p> <p>「次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置」に対する弊社共再意見(平成 22 年 3 月 9 日提出)でも述べたとおり、本変更案の対象であるNTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定方式については、レガシー系サービスからの需要の移行期にあることを踏まえ、レガシー系サービスの接続料の急激な上昇等による混乱を避けるためにも、NTT-NGNのみならずレガシー系サービスのコストも加味したハイブリッドモデルによる算定を行う等、NTT東西殿の新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべきと考えます。</p> <p>そのために、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN接続料研</p>	<p>○ NGNのアンバンドルについては、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年 3 月)に基づき実施しているものであり、また、アンバンドルされた機能に係る接続料の算定方法も、平成 20 年度に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において取りまとめられた接続料算定フローやコストドライバ等に関する報告書(平成 20 年 12 月)を踏まえたものであることから、適切であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ NGNに係る接続料の算定方法については、接続料は接続機能ごとに収入と原価が一致するように定めなければならないという原則に則ったものであり、また、研究会報告書の考え方に基いており妥当である。</p> <p>他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p>

<p>研究会」という。)を早急に立ち上げ、接続料算定の在り方について総合的に見直すための継続した議論が行われることを要望します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見7 NGNイーサ(CUGタイプ)のNTTコミュニケーションズに対する卸役務の料金は相対で設定されているため、同社が接続料水準よりも安いユーザ料金を設定できるとすれば反競争的行為の懸念がある。</p>	再意見7	考え方7
<p>○ NTTコミュニケーションズはNTT東・西からNGNのイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。 この状況で、NTTコミュニケーションズがPVCタイプの接続料水準よりも安いユーザ料金でNGNイーサネットサービスを提供できているとすれば、グループ会社間の連携により反競争的行為を生じさせている懸念があります。このような公正競争上の問題の懸念を解決するためには、NTTの持株体制を解体し、NTTグループの市場支配力をなくすことが必要です。 (KDDI)</p>	<p>○ イーサネットサービスは、法人ユーザ向けのサービスであり、その提供にあたっては個別のユーザ要望に応じて相対契約を締結することが多く、こうした中で、NTTコミュニケーションズ殿とも相対契約によりサービス提供をしているところであり、個別の相対のユーザ料金について公表することはできませんが、設備コストを下回る料金設定は行っておらず、また、特定のユーザに対して不当な差別的取扱いもしていません。 また、他の事業者からユーザとしてサービスを提供してほしいとの要望があれば、同等の取引条件によりサービス提供させていただく考えであり、グループ会社間の連携による反競争的行為はありません。 (NTT東西)</p> <p>○ 変更案に対する弊社意見書(平成22年4月28日提出)で述べたとおり、NTTグループ内の連携によって、公正競争が歪められているとの懸念が生じていることは、NTTグループの総合的な市場支配力が最大の問題として存在しているからに</p>	<p>○ NTT東西が、特定の電気通信事業者に対して他の電気通信事業者と比べて有利な条件で卸電気通信役務を提供する場合には、電気通信事業法及び「電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成20年3月改定)に照らして、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがあることに鑑み、総務省においては、NTTコミュニケーションズに対する卸電気通信役務の提供の状況等について必要に応じ検証することが適当である。</p>

	<p>他なりません。</p> <p>については、NGNの在り方自体を見直し、併せて総合的な市場支配力の解消を図り、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見8 NGNイーサには、CUGタイプとPVCタイプの同等性やNTTのグループ会社間連携といった市場支配力の問題が存在する。今後のICT政策を検討する上では、この点も十分にレビューすべき。	再意見8	考え方8
<p>○ NGNイーサネットサービスについては、上記のとおり「コスト面、機能面でのCUGタイプとPVCタイプの同等性」「バルク型の料金体系」「スタックテストの適正性」といったボトルネック設備に起因する問題や、「NTTのグループ会社間の連携」という総合的な市場支配力の問題が存在します。</p> <p>今回アンバンドル料金が設定されることは前進と言えますが、そもそもNGNは、これらの本質的な問題を抱えており、公正競争環境が確保されているとは言えません。この観点からは、既に認可されているNTT東・西のNGNによる活用業務の妥当性について見直しが必要であると考えます。</p> <p>今後のICT政策を検討する上では、この点も含め、過去の政策を十分にレビューし、政策に反映させていくことが強く求められます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 今回の接続約款の認可申請は、活用業務の認可条件を踏まえ、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)の内容に従って行っており、活用業務の妥当性について見直す必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ NGNのイーサネット接続については、平成20年2月に「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る活用業務認可に当たって所要の条件が付され、また、平成20年3月27日に情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」が示されたところである。これらを踏まえた本申請については、上記の考え方に示したとおり、直ちに公正競争要件の見直しにつながるような状況は見受けられないが、総務省においては、引き続き市場実態等を注視し、これらの措置のみでは公正競争を確保するために十分でない等と認められる場合には、追加的な措置を検討することが適当である。</p>
—	再意見9 特定の事業者が電気通信設備を占有することにより、独自規格や独自ルールの制定が可能になるなどの問題が生じている。	考え方9
	○1. NTT設備資産の保有者は誰なのか？	○ ご指摘の点は、今回の接続約款変更案に直接

	<p>NTT光ファイバー網の大半は民営化後に設置された。だが、そうした設備投資の元手は、政府（言い換えれば納税者）からNTTへの出資に多くを依存している。従って、NTTが、たとえ民営化された上場企業であっても、彼らが保有する資産は、純粋な民間企業の資産とみなされるべきではない。また、それら通信設備の設置場所は、電電公社時代からの既得権に基づく。従って、NTTが保有する資産の大半は、現時点においても、政府（言い換えれば納税者）との共有資産と考えるべきである。</p> <p>2. 通信キャリア自体が設備を占有してきたことによる弊害</p> <p>あるひとつの通信キャリアが設備を占有してしまうと、保有した設備に対して、その通信キャリアによる独自規格や独自ルールの制定が可能となってしまう。このことが、日本の製造業に対して、弊害をもたらしてきた。</p> <p>2-1. NTT独自規格の交換機 と 電電御三家のLSI事業</p> <p>旧電電公社の業務と言え、一般消費者の立場からすると、電話や電報を思い浮かべる人が多いと思われる。確かに、旧電電公社の民営化後、固定電話や携帯電話の通信キャリアを自由に選べるようになった。電話機も店頭で自由に購入できるようになった。消費者と通信キャリアの関係は、多くの点で民営化されたと言えるかもしれない。その一方で、NTTと製造業の関係は、民営化された（民間企業同志の関係である）と、果たして</p>	<p>関係するものではないため、参考意見として承る。</p> <p>なお、総務省においては、今後も市場環境の変化に応じ、公正な競争の促進に向けた適時適切な対応をとる必要があることは言うまでもない。</p>
--	---	--

	<p>言い切れるのであろうか？</p> <p>光ファイバー網の普及に伴って、IP 固定電話の加入者も増えている。ただ、光回線の人口普及率はまだ低く、現実には、多くの人ダイアル回線の固定電話を利用している。ダイアル回線を稼働させるためには、NTT独自規格の電話交換機を必要とする。独自規格を実現するための専用ロジック LSI(ASIC)や、通話信号を記憶するためのメモリーLSI(DRAM※1)が、交換機には搭載される。1980 年代～1990 年代にかけて、NTT向けデジタル交換機の普及に歩調を合わせ、電電御三家と呼ばれたメーカー各社は、ASIC や DRAM を生産するための量産工場を、まるで公共事業のように日本各地に点在させて設置してしまった。</p> <p>そして、NTT御三家は、今だ、こうした電話交換機の供給責任を背負う。交換機ビジネスは、御三家にとって、電電公社時代から続く既得権益の継続である。そのため、国内での販売競争は事実上発生しない。とは言え、独自規格に縛られるがゆえに、ビジネスの海外展開も難しい。</p> <p>つまり、交換機製造販売数の増加や交換機ビジネスの拡大が望めないことと同時に、交換機に搭載される ASIC や(交換機向け)DRAM の製造販売数増加やビジネス拡大も望めない、ということになる。また、世の中では、IP 固定電話の利用者が増加しており、独自規格交換機の需要が増大することは考えづらい。それにも関わらず、御三家各社は、交換機の供給責任を全うすることが要求され、既に旧世代となってしまった LSI(特に ASIC)を量産し続ける必要に迫られている。</p>	
--	--	--

	<p>※1 交換機向け DRAM は、PC 向け DRAM と比べより高い信頼性が求められ、動作仕様も異なる。同じ DRAM とは言え、交換機向けと PC 向けは全く同一の製品ではない。</p> <p>2-2. 御三家における LSI 事業 と 事業部門間の利害対立</p> <p>LSI ビジネスを手掛ける事業部門が利益の最大化を図るためには、先端微細加工や大口径シリコンウエハの使用、といった製造技術の導入を行い、製造時間当たり、製造エネルギー当たり、投入作業数当たりのチップ生産数を増やす必要がある。それと同時に、旧世代微細加工や小口径シリコンウエハの使用を継続せざるを得ない旧量産設備は、低生産性化・非効率化してしまうので、積極的に廃棄、あるいは他社へ売却(生産品目を大幅変更)されるべきである。ところが、各地の量産工場は、旧製品(NTT独自規格交換機向け ASIC)の廃止や、旧量産設備の廃棄を、積極的に実施できずにいる。それは交換機の顧客である通信キャリアNTTが、設備の占有者(単独所有者)であるからだ。</p> <p>通信(交換機)事業部門はNTTからの束縛から、そして、LSI 事業部門は通信(交換機)事業部門からの束縛から、未だに逃れることができずにいる。(こうした事業部門間の利害対立は、会社内部統制の厳密化にともなって表面化、社会問題化している。富士通社における元社長の辞任問題、ルネサスエレクトロニクス社における支配会社や上場化の問題など、事例に事欠かない。)</p>	
--	---	--

	<p>3. 通信キャリアが今後も設備を占有してしまうことによる弊害</p> <p>NTTが設備の占有者として、独自規格・独自ルールを制定するのであれば、NTTグループ内の各種サービス施行会社へ、制定内容が優先的に漏洩してしまう可能性が高い。プロバイダ事業であれば OCN が、ポータルサイト事業であればNTTレゾナント(goo)が、有利であろう。</p> <p>4. 設備占有者がNTT(=旧電電公社)であることの弊害</p> <p>現状の設備占有者は、全くの新規事業者ではなく、NTT(=旧電電公社)である。NTT(=旧電電公社)が設備占有者である以上、既存規格・既存ルールの部分変更による製品・サービスの開発を決定した場合には、新規参入メーカーよりも、旧電電公社時代からの継続性を流用できる御三家が、自動的に有利となってしまう可能性が高い。</p> <p>5. 通信キャリアの設備占有による弊害を防ぐためには？</p> <p>消費者と通信キャリアの関係は、多くの点において民営化されたのかもしれない。しかし、製造業とNTTの関係は、未だに民営化されていない。完全民営化のためには、設備保有者を、NTTから完全分離された別資本組織とすべきである。NTT御三家においては、総合電機体制を諦め、LSI事業を独立別資本企業とすべきである。</p> <p>6. 通信キャリア間の競争促進、料金の引き下げ、ブロードバンドの普及</p>	
--	---	--

	<p>設備を占有する通信キャリアが存在することが原因で、通信キャリア間の競争が現状ではフェアでないことは確かである。加えて、通信キャリアでありながら設備を占有することで得る、制度上の既得権や技術メリットが、高コスト経営を見逃がし放置し続けてしまう。フェアな競争を促し、料金を引き下げ、ブロードバンドをより普及させるためにも、設備保有者を、NTTから完全分離された別資本組織とすべきである。</p> <p>(個人)</p>	
--	--	--